

認可外保育施設（証明書交付なし）保育料助成制度のご案内

幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受け、認可外保育施設に入所している児童（3～5歳児クラス及び区民税非課税世帯の0～2歳児クラス）の保護者に対し、子育てのための施設等利用給付費（3～5歳児クラス…上限37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス…上限42,000円）を助成します。

なお、国の施設等利用給付の経過措置（令和6年9月まで）終了後、国の施設等利用給付費と同額を区独自に令和6年10月から補助します（令和7年3月末まで）。

1 助成制度の概要

確認項目	
助成対象者	次の要件すべてを満たす児童と同居する保護者 ① 子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受けている児童 ② 認可外保育施設の保育料を当該保護者が支払っている児童 ※子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）が受けられるのは、当該年度の4月1日時点で、3歳から5歳までの児童又は区民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童です。 ※月初から月末まで保育を受けない場合や、休園等の理由により認可外保育施設保育料が発生しない場合には、助成対象外となります。
対象施設	各区市町村の確認を受けている認可外保育施設（ただし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）の交付を受けている施設を除く。） <u>※証明書の交付を受けている施設に在籍している場合は、『認可外保育施設（証明書交付あり）保育料助成制度のご案内』をご覧ください。</u> ※証明書の交付の有無については、各都道府県（又は区市町村）のホームページを確認してください。 ※港区の確認を受けている施設については、港区ホームページで確認してください。港区外の施設に関しては、施設がある自治体に確認してください。なお、港区外の施設も対象となります。
助成金額	認可外保育施設保育料と助成上限額（3～5歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000円）のいずれか低い額 <u>※月途中で認定が開始・終了する場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、日割り計算を行います。詳細は、3ページをご覧ください。</u> ※他事業で既に施設等利用給付費を受けている場合、その額を除いて助成します。
助成期間	子育てのための施設等利用給付認定を受けている期間
注意事項	本助成金は <u>3か月ごとに申請が必要</u> です。詳細は3ページをご覧ください。

2 助成期間

子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受けている期間。

保育が必要な事由	認定期間
就労	小学校就学前まで（ただし、失職した場合は「求職」に同じ） ※助成金を受けたい児童の育児休業を取得している場合は、復職日から助成対象となりますので、復職証明書を各地区総合支所区民課保健福祉係へ提出してください。
出産	出産予定月の2か月前から（多胎児の場合、出産予定月の4か月前から）、 出産日の翌日から数えて57日目の属する月末まで
疾病、障害、介護・ 看護、災害復旧	保育の必要がなくなるまで
求職	申請日から90日目の属する月末 （ただし、認定期間内に就労した場合は「就労」に認定変更）
就学	就学期間の終了（卒業）まで
育児休業	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末まで ※ <u>育児休業取得前から月160時間以上の月ぎめ契約で利用している認可外保育施設を引き続き利用する場合に限り</u> ます。認可外保育施設を転園した場合は該当しません。

※ 注意事項

- ・ 助成金を受けたい児童の育児休業期間中である場合は「保育が必要な事由」に該当しません。
- ・ 下の子の育児休業期間中で、上の子（助成金を受けたい児童）が、下の子の育児休業取得よりも後に認可外保育施設を利用し始めた場合は「保育が必要な事由」に該当しません。
- ・ 下の子の育児休業期間中で、上の子（助成金を受けたい児童）が、下の子の育児休業取得よりも前から、月160時間以上の月ぎめ契約で引き続き認可外保育施設を利用する場合は「保育が必要な事由」に該当します。

3 助成金額

認可外保育施設保育料と助成上限額（3～5歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000円）のいずれか低い額を助成します。なお、施設等利用給付費は非課税となります。

※助成対象金額は保育料のみです（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、教材費、英会話等の講習費、入会金、年会費、おむつ代及び個人的な経費は含みません）。

※他事業で既に施設等利用給付費を受けている場合、その額を除いて助成します。

※月途中で認定が開始・終了する場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、日割り計算を行います。

当該月の助成上限額＝37,000円（42,000円）×その月の認定日数÷その月の日数

【月初日から認定が開始する場合】

<p><例1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス…3歳児 ・助成上限額…37,000円 ・認可外保育施設保育料…140,000円 助成額…37,000円 	<p><例2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス…区民税非課税世帯の1歳児 ・助成上限額…42,000円 ・認可外保育施設保育料…28,000円 助成額…28,000円
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【月途中から認定が開始する場合】

<p><例3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス…3歳児 ・認定日…令和6年11月13日 ・助成上限額…37,000円×(30日-12日)÷30日 =22,200円 ・認可外保育施設保育料…140,000円 11月の助成額…22,200円 	<p><例4></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス…区民税非課税世帯の1歳児 ・認定日…令和6年12月2日 ・助成上限額…42,000円×(31日-1日)÷31日 =40,645円 ・認可外保育施設保育料…28,000円 12月の助成額…28,000円
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 申請手続き

(1) 申請書類（港区指定の書式で提出してください）

次の①・②の書類をご提出ください。なお、港区ホームページからダウンロードができます。

① 認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書（申請者が記入）

※申請者は、原則として認可外保育施設の保育料を支払っている保護者です。

※振込口座は、申請者と同一人名義の口座としてください。

② 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書（保育施設が記入）

※保育の提供及び保育料の納入等を証明する書類です。

※②は認可外保育施設に作成を依頼した上で、申請者が提出してください。

申請書類に不備があった場合、助成金を交付できない場合があります。申請書類が整いましたら、提出期間内に、なるべく早めにご提出ください。

(2) 提出先

- <持参の場合> ・港区役所（本庁舎7階）保育課保育支援係の窓口
・各地区総合支所区民課保健福祉係の窓口

- <郵送の場合> 〒105-8511（住所不要） 港区役所保育課保育支援係
※封筒に「認可外保育施設保育料助成金申請書類在中」と明記してください。
※郵便事故等による書類の遅れや不着については、一切の責任を負いません。
※郵便の到着確認の問い合わせには回答できません。

(3) 提出期間

認可外保育施設利用月	提出期間 ※1	支払時期 ※2
4月～6月 利用分	7月1日～15日（利用月と同一年度）	8月末まで
7月～9月 利用分	10月1日～15日（利用月と同一年度）	11月末まで
10月～12月 利用分	1月4日～15日（利用月と同一年度）	2月末まで
1月～3月 利用分 （令和7年3月末まで）	4月1日～15日（利用月の翌年度）	5月末まで

※1 提出期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、翌営業日が開始日又は終了日となります。提出期間が過ぎた後でも、利用月から2年間は申請が可能です。

※2 提出期間後の提出や書類に不備があった場合、支払時期が遅れる場合があります。

5 助成を行わない場合（助成対象の条件に該当しない場合、助成は行いません。）

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定の「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合
- (2) 認可外保育施設に対して保育料の支払いをしていない場合（保育料未納、休園等）
- (3) 認可保育園等に在籍している場合
- (4) 月初から月末までの間、保育を受けない場合
- (5) 企業主導型保育事業の認可外保育施設に在籍している場合
- (6) 幼稚園に在籍している場合
- (7) 現況届等必要書類が提出されていない場合
- (8) 偽りその他不正な手段により助成の申請があった場合

6 保育コンシェルジュによる電話相談（予約制）

初めて認可外保育施設保育料助成制度を申請される方に向けて、保育コンシェルジュが制度の概要（保育の必要性の認定、助成対象者、助成金額等）や申請方法についてご相談に応じます。

(1) 相談方法

電話（ご予約の日時に、保育コンシェルジュから電話します。）

(2) 相談日時

平日の以下の時間帯（お住まいの地区で相談可能な曜日が異なります。詳しくは港区公式ホームページをご確認ください。）

①午前9時15分～ ②午前10時30分～ ③午後1時15分～ ④午後2時30分～

(3) 予約方法

みなと母子&親子手帳アプリ（以下の二次元コードを読み取ってください。）にて希望する日時が含まれる時間帯を予約、又は03（3578）2851に電話

みなと母子(親子)手帳アプリ
公式サイト



7 問合せ先

<認可外保育施設（証明書交付なし）保育料助成制度の手続き>

子ども家庭支援部 保育課 保育支援係 03（3578）2851

<子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）の手続き>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

- ・芝地区 03（3578）3161
- ・麻布地区 03（5114）8822
- ・赤坂地区 03（5413）7276
- ・高輪地区 03（5421）7085
- ・芝浦港南地区（台場地区を含む） 03（6400）0022

港区公式ホームページ

